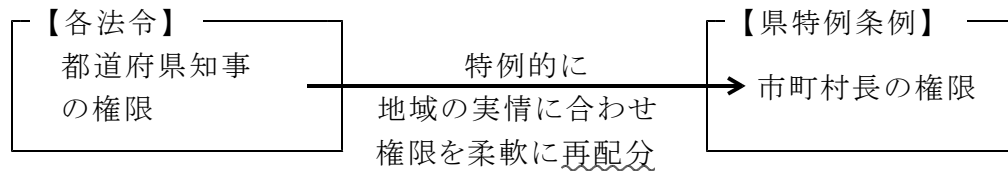


## 事務処理特例制度とは

法令により都道府県知事の権限とされている事務を、都道府県条例の定めるところ

により、特例的に市町村長の権限とする制度



### ○制度の根拠は、地方自治法

地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）に次のとおり規定されており、これが権限移譲の根拠である。

「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。」

### ○移譲の根拠は、都道府県の定める特例条例

都道府県は「知事（又は都道府県教育委員会）の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」（いわゆる特例条例）を制定し、これにより、具体的な法令の条項を示して、知事の権限とされている事務を市町村が処理することとする旨を規定することにより、移譲する。

### ◎制度の趣旨

地方分権推進の観点から、住民に身近な行政は、できる限り、より住民に身近な

地方公共団体である市町村が担任することができるようにしたもの。

- ・「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる分権一括法）の成立・施行により、地方自治法が改正（H12.4.1施行）され、国と地方公共団体の役割の基本原則〔地方自治法第1条の2※〕とともに、本制度〔同法第252条の17の2〕が新たに設けられた。

※住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とする。

- ・地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じ、地域において事務配分を定めることを可能とする制度。

**参考** 権限移譲の趣旨～基礎自治体優先の原則

“住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の主体的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。”  
“都道府県と市町村間の事務配分を「補完性の原則」に基づいて見直しを行い、可能な限り多くの行政事務を住民に身近な基礎自治体が広く担うこととする。”

「地域主権戦略大綱(H22.6月)」から抜粋

“広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体に事務事業を優先的に配分する「補完性・近接性」の原理は、地方自治制度の基本原則(基礎自治体優先の原則)である。”

「地方分権推進委員会第1次勧告(H20.5.28)」から抜粋

**参考** 市町村への事務配分の制度

○法律で、市町村の権限とされているもの

○都道府県の権限を、法律の規定により、一部特定の市町村の権限とされているもの

- ・地方自治法による大都市特例制度(指定都市制度①、中核市制度②、特例市制度③)
- ・各個別法による制度(保健所設置市、特定行政庁(建築主事設置市町村)など④)

◎都道府県の権限を、条例に定めることにより、市町村の権限とすることができるものとされているもの  
＝事務処理特例制度による移譲対象(⑤)(①②③を一般市町村に移譲することも可能)

